

令和7年3月31日

鈴鹿市議会議長
池上 茂樹 様

議会運営委員会

委員長 山中 智博

委員会行政視察報告書

下記のとおり実施いたしましたので報告いたします。

記

- 1 実施日
令和7年1月29日：川越市
1月30日：柏市
- 2 参加者氏名
委員長 山中 智博
副委員長 太田 龍三
委員 加藤 公友
委員 森 雅之
委員 水谷 進
委員 中西 大輔
委員 宮木 健
随 行 小比賀啓二
随 行 本郷 恭
- 3 視察先及び事項
埼玉県川越市：川越市議会ハラスメント根絶条例について
千葉県柏市：柏市議会ハラスメント防止条例について
- 4 視察報告
(1) 川越市：川越市議会ハラスメント根絶条例について
川越市は埼玉県中央部よりやや南寄りに位置しており、面積は109.13 km²、人口は約35万人の中核市である。
川越市議会は、ハラスメント根絶条例を平成31年3月に全国で2番目に早く制定しているが、早期に条例制定する発端となったのは、議会事務局女性職員より、議員

からハラスメントを受けたとの申し入れがあったことによる。

発端から条例制定に至るまでの経緯については、まず、平成 30 年 9 月に当該議会事務局女性職員が弁護士を通じて「議員によるセクハラ・パワハラ行為に対する嚴重注意及び再発防止」を議長に申し入れ、記者会見を行ったことから始まっている。対象議員は、セクハラ・パワハラ行為は行っていないと主張。同日に代表者会議を実施し議会の対応について協議を行い、早期に結論を出すべきとの考えから、12 月定例会開会までに調査結果を示すことを確認し、事実を確認するため第三者委員会を設置する方向となった。9 月 18 日・20 日・27 日に代表者会議を開催し第三者委員会の体制等について協議した。9 月 28 日の代表者会議において、正式に第三者委員会を設置し 10 月 5 日に第 1 回の第三者委員会を開催した。委員の構成については、いじめ問題に取り組んだ経験がある東京国際大学副学長を委員長とし、その他、男性弁護士 1 名、女性弁護士 1 名の 3 名の構成である。10 月 12 日から 11 月 28 日にかけて第三者委員会を計 14 回開催し、聴き取り調査等を実施。11 月 29 日に調査結果報告書を議長へ提出し、申し入れがあった 19 件の内、IC レコーダーでの録音の記録があった 5 件をハラスメントとして認定した。なお、対象議員は 10 月 12 日に議員を辞職している。報告書提出後、議員倫理条例制定の意見があり、12 月 12 日に議員倫理条例策定会議を設置し、12 月 18 日から翌年 3 月 6 日にかけて計 10 回会議を開催した。当初、議員倫理条例を策定するために会議を進めていたが、平成 31 年 5 月の議員任期までに倫理条例を策定することが困難な状況となり、第 3 回の会議においてハラスメントに特化した条例を策定することに方向転換し、平成 31 年 3 月に川越市議会ハラスメント根絶条例を制定した。

次に、条例の特徴については、①議員から職員へのハラスメントに特化している、②研修会の開催を義務付けている、③ハラスメントの事実が確認された場合は、当該議員の氏名等の公表を義務付けている、④施行後 3 年以内に条例の施行状況について検討を行うことが挙げられる。なお、令和 5 年 3 月に川越市議会議員政治倫理条例を制定しており、議員間のハラスメントは倫理条例で対応している。

次に、研修会の実施状況については、条例の第 4 条により研修会の実施を義務付けていることから、平成 30 年度から毎年度ハラスメントに関する研修会を実施している。

次に、条例制定による効果と課題についてだが、効果については条例制定から約 6 年が経過しているが、議員と職員間でのハラスメントは発生していないとのこと。課題については、第三者委員会の設置について、地方自治法に根拠が無いこと。また、条例上では研修会の実施時期を毎年度と規定していないものの、毎年度実施していることから、研修の内容が重複しないようにすることに苦慮しているとのことである。

次に、職員の相談窓口については、庁内相談窓口として職員課、上下水道局総務企画課、教育総務部教育総務課が対応している。また、外部相談窓口として 1 つの公益財団法人と 2 つの弁護士事務所を設けている。相談窓口の利用実績は、令和 2 年度 17 件、令和 3 年度 9 件、令和 4 年度 5 件、令和 5 年度 12 件である。

次に、訴訟の結果については、対象議員が被害女性を名誉棄損で提訴するなどの動きがあったが、最終的には令和 4 年 10 月に対象議員がハラスメントを認め和解が成立

している。

最後に、条例の内容の詳細については、第一条には議員から職員へのハラスメントを根絶する旨が記載されている。第二条は、議長は議員によるハラスメントが発生した際は、迅速かつ適切に措置を講じる旨が記載されている。第三条は、議員は高い倫理感をもって使命を達成すること、ハラスメントに遭遇した時はハラスメント行為を慎むよう指摘する等の議員の責務について記載されている。第四条はハラスメントを根絶するための研修を実施する旨が記載されている。第五条は、職員からハラスメントの申出があった際は事実関係を把握し、会派代表者からの意見を聴く旨が記載されている。第六条は、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、ハラスメントを行った議員の氏名を公表する旨が記載されている。第七条は、ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしていけない旨が記載されている。第八条は、条例の施行に必要な事項は議長が定める旨が記載されている。

(2) 柏市：柏市議会ハラスメント防止条例について

柏市は千葉県北西部に位置しており、面積は114.74 km²、人口は約43万人の中核市である。

柏市議会ハラスメント防止条例は、近年ハラスメントが社会的に問題視され、議員が加害者となるようなケースも増えつつある状況のなかで、議会及び議員による自浄作用に期待するだけでなく、条例により法的に律していこうとの考えから、令和5年6月に制定されている。

まず、条例制定に至るまでの経緯については、議長に「議員から過度な叱責を受け、長時間にわたり業務が止まった」との相談が寄せられたことによる。それまでもハラスメントが起きているとの噂はあったものの事実確認がなされていなかったが、この相談により事実が明らかになったことから、令和4年12月に条例制定のための検討会が設置された。検討会は全会派から選出した9名で構成されており、議員の任期が令和5年8月で切れることから、令和5年6月議会に条例を上程することを目指して検討を行った。

検討会は令和4年12月から令和5年5月にかけて計10回開催し、10回の内、研修会を2回、視察を1回実施している。検討会の中で注目すべき点は、令和5年4月に職員を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施していることである。アンケートの結果、議員からハラスメントを受けたことがある、見たことがあるとの回答が合わせて497件にもものぼり、内外に大きなインパクトを残し、条例制定の機運が高まったとのことである。そして、令和5年6月定例会に条例案を提出し制定に至っている。なお、条例制定から1年が経過した令和6年6月にも、条例施行後の状況を把握するために議員と職員を対象としたアンケートを実施している。

次に、条例の特徴については、①議員から職員へのハラスメントに限らず、議員間のハラスメントも対象としていること、②相談窓口の設置を義務づけていること、③研修の実施を義務づけていること、④ハラスメントが確認されたらハラスメントを行った議員の氏名を公表することが挙げられる。

次に、条例制定による効果については、相談窓口にはラスメントに関する相談は寄せられておらず、職員からも議員の態度が変わったとの声が寄せられているとのこと。また、前述の条例制定後のアンケートでも、ラスメントが減ったとの回答が95件あり、一定の成果がみられている。

次に、条例の内容の詳細については、第1条にはラスメントの根絶・防止を目的とする旨が記載されている。第2条にはラスメントや職員の定義が記載されている。なお、市民から職員へのラスメントは条例の対象としていないことから、カスタマーラスメントを対象外としている。第3条には、議長はラスメントの防止に努め、ラスメントがあった際は迅速かつ適切に対応する旨が記載されている。第4条には、議員は高い倫理観を持つこと、職員の人格を尊重すること、ラスメントに遭遇したときは当該議員に指摘し、議長へ報告すること等が記載されている。第5条にはラスメント防止のための調査を実施すること、議員に研修を実施する旨が記載されている。第6条にはラスメント相談窓口を設置することが記載されている。ラスメント相談窓口は議会事務局庶務課に設置されており、相談員は庶務課の職員が努めている。相談者はラスメント相談専用メールボックスへメールするか、匿名で封書により提出する方法で申出を行い、閲覧は庶務課職員のみが可能となっている。第7条にはラスメントの申出があったら、速やかに事実関係を把握する旨が記載されている。相談者やラスメント行為者へのヒアリングを実施することもある。第8条にはラスメントが確認された場合は、氏名を公表する等の措置を実施する旨が記載されている。第9条には被害者や関係者のプライバシー保護について記載されている。第10条には、条例施行について必要な事項は、別に議長が定める旨が記載されている。附則には条例施行から3年経過後に条例の施行状況について検討を加え、必要がある場合は所要の措置を講じる旨が記載されている。

5 所感

両市議会のラスメント条例は共通している部分もあるが、少なからず違いがあり、本市議会でラスメント条例を策定する際には、どちらの制度を参考にするのか、または両市議会とは違った制度にするのかを検討する必要がある。

まず、ラスメントの主体については、川越市議会は職員を対象としているが、柏市議会は職員及び議員を対象としており、議員を対象とするかの検討が必要である。

次に、相談窓口の設置場所については、柏市議会は相談窓口を議会事務局内に設置しており、相談窓口を議会事務局内に設置するのか、又は第三者による外部の相談窓口を設置するのかの検討が必要である。

次に、ラスメントの認定については、最終的な認定の判断を議長が行うのか、又は第三者等に判断を委ねるのかの検討が必要である。

次に、ラスメント行為への措置については、両市議会とも氏名の公表その他必要な措置を講ずると規定している。軽い措置では効果が薄く、重すぎる措置も問題があるため、どのような措置を実施するのかは十分な検討が必要である。

その他、ラスメント条例を策定するにあたり、柏市議会のようなアンケート調査を

実施するのかを検討する必要がある。

6 視察写真

(1) 川越市議会



(2) 柏市議会



以上、視察報告とする。